

長崎県地域公共交通デジタル化等推進支援事業費補助金実施要綱

制 定 令和7年4月1日 7交政第1号

(趣旨)

第1条 県は、人手不足等により厳しい経営環境にある公共交通事業者におけるDXによる経営効率化、生産性向上及び訪日外国人の受入環境整備に資する取組を支援するため、長崎県地域公共交通デジタル化等推進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第456号）及びこの実施要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この実施要綱において「公共交通事業者」とは、次の各号に掲げる事業を行う者をいう。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行を行う事業者（以下「路線バス事業者」という。）
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を営む者（以下「タクシー事業者」という。）
- (3) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第2項に規定する第一種鉄道事業を営む者（以下「鉄道事業者」という。）
- (4) 軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者（以下「軌道事業者」という。）
- (5) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者（以下「航路事業者」という。）
- (6) 航空法（昭和27年法律第231号）第102条に規定する本邦航空運送事業者（特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。以下「航空運送事業者」という。）

(対象事業者)

第3条 補助金の対象となる公共交通事業者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 次のイからホまでのいずれかに該当すること

- イ 路線バス事業者においては、長崎県内に本社又は支社があること
- ロ タクシー事業者においては、法人事業者は本社が、個人事業者は本人の住所地が長崎県内にあること
- ハ 鉄道事業者及び軌道事業者においては、長崎県内に本社があること
- ニ 航路事業者においては、複数の市町を結ぶ航路を運航する者であつて、長崎県内に本社があること。なお、長崎県内の離島と他県を結ぶ離島航路を運航する事業者にあつては、長崎県内に支社または支店があること
- ホ 航空運送事業者においては、長崎県内に本社があること

(2) 申請時点において、公共交通事業について、引き続き事業実施の意志がある事業者であること

(3) 申請時点において、本県の滞納がない者であること

(4) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第2条第1号及び第2号に該当しない公共交通事業者であり、かつそれらと密接な関係を有しない公共交通事業者であること

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則（令和7年2月21日 国総地第172号、国自旅第291号）、同要綱附則（令和7年3月4日 国総地第176号、国鉄都第151号、国鉄事第499号、国自旅第295号、国自技環第172号、国海内第209号、国空事第1125号）及び地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱附則（令和7年1月28日 国空総第879号、観観産第508号、観参第590号、観参第586号）に基づく補助金（以下「国庫補助金」という。）の交付決定（以下「国庫補助金の交付決定」という。）を受けているもののうち、公共交通事業者がDXによる経営効率化、生産性向上及び訪日外国人の受入環境整備等を目的に取り組む地域公共交通のデジタル化・システム化（以下「デジタル化等」という。）に要する経費（消費税額を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる各号のうち、いずれか少ない額とする。ただし、1事業者当たりの上限を10,000千円とする。

- (1) 補助対象経費の4分の1以内の額
- (2) 補助対象経費の10分の7以内の額から国庫補助金の交付決定を受けた額を控除した額

2 前項の規定により算出した補助金の額に1千円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請書に添付すべき書類等)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事へ提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1-1号）
- (2) 収支予算書（様式第1-2号）
- (3) 国庫補助金の交付決定通知書の写し
- (4) 長崎県税納税証明書（未納がない証明）
- (5) 長崎県内に本社がない公共交通事業者においては、履歴事項全部証明書の写し。また、個人事業者においては本人確認書類の写し
- (6) 誓約書（様式第1-3号）
- (7) 振込先の口座が確認できる資料（名義人氏名、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できるもの）の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 知事は、前条の交付の申請があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、交付決定通知書（様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により審査した結果、補助金を交付しないことを決定した場合は、不交付決定通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第8条 知事は、交付申請者の偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたと認めた場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定の内容又はこれに附された条件に不服がある場合は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、第7条第1項の規定による通知があった日から20日以内とし、取下げしようとする者は、交付申請取下届出書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第10条 補助金の交付決定内容について、次の各号の一に該当する場合は、変更承認申請書（様式第5号）により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業に要する経費区分間の配分額の20パーセント以内の金額を変更しようとする場合で、補助金額に変更を生じないものについてはこの限りではない。

- （1）補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとする場合
- （2）補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合

（実績報告）

第11条 実績報告書（様式第6号）は、事業の完了した日から30日を経過した日又は令和8年2月28日のいずれか早い日までに知事へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- （1）事業報告書（様式第6-1号）
- （2）収支精算報告書（様式第6-2号）
- （3）事業実施における支出関係書類の写し、事業完了を確認できる写真
- （4）その他知事が必要と認めるもの

（補助金の額の確定及び通知）

第12条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けた場合は、審査により補助金の額を確定のうえ、確定通知書（様式第7号）を交付申請者に通知する。

（補助金の交付）

第13条 前条の規定により通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとする場合は、交付請求書（様式第8号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、第11条第1項に規定する実績報告書を提出した交付申請者が、額の

確定を受けていない場合に限り、概算払により交付することができる。この場合において、交付申請者は、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、概算払交付請求書（様式第 9 号）に、請求内訳書（様式第 10 号）を添えて、提出するものとする。

（財産処分の制限）

第 14 条 規則第 20 条の規定による承認を受けようとする者は、取得財産等処分申請書（様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。

2 規則第 20 条に規定する財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める年数に相当する期間とする。

（権利の譲渡又は担保の禁止）

第 15 条 補助金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（帳簿等の保存）

第 16 条 補助金を交付された者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を補助事業終了年度の翌年度から 5 年間整理保存しなければならない。

（調査等）

第 17 条 知事は、必要と認める場合は、この実施要綱の規定により補助金を受ける事業者の事業場その他の場所において、帳簿書類その他の物件に関し調査し、必要な指導等を行うことができる。

（雑則）

第 18 条 この実施要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、第 8 条及び第 16 条の規定を除き、令和 8 年 3 月 31 日限りで効力を失うものとする。